

オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業実施要綱の制定について

〔 27 生産 第 2794 号 〕
平成 28 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知

最終改正平成30年 4 月 1 日29生産第2324号

この度、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業について、別添新旧対照表のとおりオーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業実施要綱（平成28年 4 月 1 日付け27生産第2794号農林水産事務次官依命通知）の一部が改正されたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業実施要綱

第1 趣旨

有機農業やその他の環境保全型農業（以下「オーガニック・エコ農業」という。）は、自然循環機能の維持増進を通じて、環境保全に貢献することはもとより、農業や地域の持続的かつ多様な発展・活性化及び多面的機能の発揮の促進に繋がるとともに、消費者ニーズに対応した農産物の供給にも資するものである。

しかしながら、我が国では、オーガニック・エコ農業は気象要因から安定的な生産が難しく、現状は生産が点在し、小口流通が中心となっていることから需要サイドは効率的・安定的な農産物の確保が難しいこと、コストや労力に見合う付加価値が付かないこと等の課題があり、その取組は少ない状況にある。

一方、新規就農希望者のオーガニック・エコ農業に対する関心は高い傾向にあり、また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の農産物の調達基準では「有機農業により生産された農産物」が推奨されるなど、オーガニック・エコ農業への注目が高まっている。

こうした状況を踏まえ、我が国のオーガニック・エコ農業により生産された農産物（以下「オーガニック・エコ農産物」という。）の生産及び市場の拡大に向けて、輸出も視野に入れたマーケットインの発想を基本としたオーガニックビジネスの実践拠点づくりを行うとともに、当該拠点において実践的なアドバイスを行うオーガニックプロデューサーの登録・派遣、生産と実需の結び付けによるビジネス展開や、新規就農・転換者の定着・拡大を図ることにより、オーガニック・エコ農産物の安定供給体制の構築を進めるための取組を支援することとする。

第2 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体、補助要件及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

- 1 オーガニックビジネス実践拠点づくり事業（以下「実践拠点づくり事業」という。）
- 2 オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築全国推進事業（以下「全国推進事業」という。）
 - (1) オーガニックプロデューサー派遣事業
 - (2) 生産・実需情報共有・調整システム構築支援事業
 - (3) 消費者・実需者等理解増進活動支援事業
 - (4) 新規参入・定着等促進支援事業

第3 事業実施期間

事業実施期間は、第2の2の(2)の事業については、平成28年度から平成30年度までの3年以内とし、第2の2の(2)の事業以外の事業については、平成30年度から1年間とする。

第4 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、第2の1及び2に掲げる各事業の開始前に当該事業の成果目標を第6に定める事業実施計画等にそれぞれ定めなければならない。
- 2 成果目標の設定に関して必要な事項は、生産局長が別に定める。

第5 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

(1) 実践拠点づくり事業を実施しようとする者は、第4の1で定めた成果目標の実現を図るため、生産局長が別に定めるところにより、実践拠点づくり事業の事業実施計画（以下「実践拠点づくり事業計画」という。）を作成し、地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

(2) (1)の実践拠点づくり事業計画に関して生産局長が別に定める重要な変更については、(1)に準じた手続により行うものとする。

(3) 全国推進事業を実施しようとする者は、生産局長が別に定めるところにより、全国推進事業の事業実施計画（以下「全国推進事業計画」という。）を毎年度作成し、生産局長に提出するものとする。

また、第2の2の(2)の事業実施主体は、事業実施期間の初年度において、全国推進事業計画と併せて、生産局長が別に定めるところにより全国推進活動プログラム（以下「プログラム」という。）を提出するものとする。

(4) (3)の全国推進事業計画及びプログラムに関して生産局長が別に定める重要な変更については、(3)に準じた手続により行うものとする。

2 事業実施計画の承認等

(1) 生産局長は、別に定める選定に係る審査を行う委員会（以下「選定審査委員会」という。）を開催し、実践拠点づくり事業及び全国推進事業の事業実施主体を選定するものとする。

(2) 地方農政局長は、(1)の規定により選定された実践拠点づくり事業の事業実施主体から提出された実践拠点づくり事業計画について、妥当であると認められる時は、これを承認するものとする。

(3) 1の(2)の規定により、事業実施主体から、実践拠点づくり事業計画の重要な変更の申請があった場合は、(2)に準じて手続を行うものとする。

(4) 生産局長は、(1)の規定により選定された全国推進事業の事業実施主体から提出された全国推進事業計画について、妥当であると認められる時は、これを承認するものとする。

(5) 1の(4)の規定により、事業実施主体から、全国推進事業計画及びプログラムの重要な変更の申請があった場合は、(4)に準じて手続を行うものとする。

る。

3 審査基準

生産局長は、選定審査委員会において公正かつ客観的な審査を行うため、事業実施計画の審査基準を定めるものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 実践拠点づくり事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、当該年度における実践拠点づくり事業の実施状況を取りまとめ、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の規定による事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を確認し、成果目標の達成が見込めないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施状況を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。
- 4 生産局長は、3の規定による事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、成果目標の達成が見込めないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第8 事業の評価等

- 1 実践拠点づくり事業の事業実施主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより、自ら評価を行い、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の規定による事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、その内容について点検・評価を行うものとする。
- 3 地方農政局長は、2の規定による点検・評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、達成するまで毎年度、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。
- 4 3の規定により実施した取組に係る評価については、1及び2の規定に準じて行うものとする。
- 5 地方農政局長は、2及び4の規定による評価結果を生産局長に報告するものとする。
- 6 地方農政局長は、3の規定により指導を行った場合には、その内容を生産局長に報告するものとする。
- 7 生産局長は、5の規定による報告を受けた場合には、その内容を点検・評価し、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。なお、評価に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるものとする。
- 8 地方農政局長は、7により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- 9 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより事業実施年度（目標年度を別に定めている事業については、目標年度）の翌年度において

自ら評価を行い、その結果を生産局長に報告するものとする。

- 10 生産局長は、9の規定による報告を受けた場合には、その内容を点検・評価し、評価結果を公表するものとする。なお、評価に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるものとする。
- 11 生産局長は10の規定による点検・評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該実施主体に対し、達成するまで毎年度、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。
- 12 11の規定により実施した取組に係る評価については、9及び10の規定に準じて行うものとする。
- 13 生産局長は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

第9 推進指導

国は、本事業について、地域の実態に即し、かつ、事業実施主体自らの自主性と創意工夫を活かした取組が図られるよう、都道府県、市町村、農業者団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第10 国と都道府県の情報共有

地方農政局長は、本事業の円滑な実施に資するため、実践拠点づくり事業について、次のとおり都道府県と管内の情報を共有するものとする。ただし、事業実施主体が都道府県である場合又は事業実施主体の構成員に都道府県、都道府県に属する組織・機関若しくは都道府県が所管する地方独立行政法人が含まれる場合はこの限りでない。

- 1 地方農政局長は、第6の1の規定に基づき事業実施主体から提出された実践拠点づくり事業計画について、当該事業計画の対象区域を含む都道府県（以下「関係都道府県」という。）に情報提供を行うものとする。
- 2 1の規定による情報提供を受けた関係都道府県は、実践拠点づくり事業計画について、各都道府県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長に意見を提出することができるものとする。
- 3 2の規定による意見の提出を受けた地方農政局長は、第6の2の（1）の規定による審査に際し、当該意見について十分配慮するとともに、当該審査結果について関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- 4 地方農政局長は、第7の1の規定に基づき事業実施主体から提出された実践拠点づくり事業の実施状況及び第7の2の規定に基づく当該事業に係る事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- 5 地方農政局長は、第8の1の規定に基づき事業実施主体から提出された成果目標の達成状況及び自己評価、第8の2の規定に基づく点検・評価並びに第8の3の規定に基づく事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供を行うものとする。

6 国は、第8の13の規定に基づき事業についての調査を行う場合には、関係都道府県との間で十分な連携を図るものとする。

第11 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動や資機材の導入等を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第12 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
1 オーガニックビジネス実践拠点づくり事業				
	1 実践拠点づくりに関する検討 2 栽培技術・経営力の向上に向けた取組 3 安定供給体制を構築するための取組	協議会（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
2 オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築全国推進事業				
(1) オーガニックプロデューサー派遣事業	1 検討会の開催 2 オーガニックプロデューサーの派遣 3 オーガニックプロデューサー会議の開催 4 その他事業の目的を達成するために必要な取組 5 1から4までの取組の成果の報告及び普及	次に掲げるいずれかに該当する者であること。 1 民間団体 (1) 民間企業 (2) 公益社団法人 (3) 公益財団法人 (4) 一般社団法人 (5) 一般財団法人 (6) 特定非営利活動法人 2 協議会（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
(2) 生産・実需情報共有・調整システム構築支援事業	1 検討会の開催 2 オーガニック・エコ農産物の情報等の共有化 3 その他事業の目的を達成するために必要な取組 4 1から3までの取組の成果の報告及び普及	次に掲げるいずれかに該当する者であること。 1 民間団体 (1) 民間企業 (2) 公益社団法人 (3) 公益財団法人 (4) 一般社団法人 (5) 一般財団法人 (6) 特定非営利活動法人 2 協議会（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した全国推進活動プログラムが策定されていること。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
(3) 消費者・実需者等理解増進活動支援事業	1 検討会の開催 2 商談会の開催 3 シンポジウム等の開催 4 実需者向け講習会の開催 5 その他事業の目的を達成するために必要な取組 6 1から5までの取組の成果の報告	次に掲げるいずれかに該当する者であること。 1 民間団体 (1) 民間企業 (2) 公益社団法人 (3) 公益財団法人 (4) 一般社団法人	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額

	及び普及	(5) 一般財団法人 (6) 特定非営利活動法人 2 協議会（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）		
(4) 新規参入・定着等促進支援事業	1 検討会の開催 2 研修受入農家等実態調査 3 新規参入・転換促進支援者研修会 4 その他事業の目的を達成するために必要な取組 5 1 から 4 までの取組の成果の報告及び普及	次に掲げるいずれかに該当する者であること 1 民間団体 (1) 民間企業 (2) 公益社団法人 (3) 公益財団法人 (4) 一般社団法人 (5) 一般財団法人 (6) 特定非営利活動法人 2 協議会（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額